

企画競争実施の公示

令和6年5月15日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

「ゲートウェイ戦略による航空会社、海外旅行会社等への販路開拓事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和7年3月31日(月)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国、鳥取県、島根県又は鳥取県及び島根県内の市町村において入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 当機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

一般社団法人 山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター
4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判 15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出すること。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制

- ・業務の実施工程
 - ・緊急時の連絡体制
 - ・苦情等相談に係る処理体制
 - ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
 - ・業務項目別の経費概算
 - ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)
- (3) 企画提案書等の提出について
- ① 企画提案書の期限、場所及び方法
 提出期限: 令和6年5月28日(火)17時00分(必着)
 場 所: (1)に同じ。
 方 法: 電子データにより提出すること。
- ② その他
 上記の「2. 企画競争参加資格要件」の(1)から(4)を満たすことが分かる書類(参加資格確認書)を企画提案書と併せて提出すること。
- (4) ヒアリング実施の有無 無
- (5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準
- ① 業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 ・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
 ・概算予算額: 10,000,000円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、当機構の情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当機構の会計規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、当機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は当機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・問い合わせ先：3.(1)に同じ
(担当：公示等に関して：楨原、説明書等事業内容に関して：山崎)
 - ・問い合わせ方法：電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限前日まで
なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

「ゲートウェイ戦略による航空会社、海外旅行会社等への販路開拓事業」

2. 業務期間

契約締結の日～令和7年3月31日

3. 業務の目的

一般社団法人山陰インバウンド機構（以下「機構」という。）は、2016年の設立以降、訪日外国人40万人泊を目標に掲げ、観光で地域を豊かにすることをミッションとし、特にFIT化した市場における誘客の具体的な手立てについて模索してきた。

その結果、FITに直接アプローチし、継続的なマーケティングを自ら実施していく取組みが必要であることがわかったため、機構ではそのための具体的手段として「Discover Another Japan Pass」（以下「DAJP」という。）を開発し、令和4年6月から販売を開始し令和5年度からは旅行会社や航空会社等への流通チャネルの拡大を試みている。

以上を踏まえ本事業は、対象市場におけるDAJPをはじめとする旅行商品等の流通チャネルの継続的な開拓から、今後の持続的な誘客へ繋げることを目的とする。

4. 業務の内容

（1）対象市場における販路先の考案、開拓

対象市場は、次の4市場とする。

- ①台湾
- ②香港
- ③シンガポール
- ④東アジア（韓国、中国等）

市場別の訪日旅行者動向を分析した上で最適な販路先を考案し、市場別での販路開拓に取り組む。

（2）開拓したアライアンス先との施策の考案と実施

市場別に開拓したアライアンス先と協働し、DAJP等の流通・販路拡大に有効な施策を実施する。なお、施策内容は一過性に終わらず、持続可能性を十分に確保することを意識すること。

なお、本事業ではDAJP等の流通チャネルの開拓、アライアンス先との施策企画・調整を行うこととし、アライアンス先と協働した流

通・販路拡大の施策に必要となる事業費（アライアンス先に支払う、企画に係る費用）が発生する場合は、個別に協議の上、予算の範囲内で機構が別途支出することとする。

5. 業務の実施体制等

上記4の業務の実施にあたっては、下記（1）、（2）及び（3）を満たすこと。

- （1）インバウンドや山陰・関西・山陽各エリアの観光分野に精通している者を本業務に配置すること。
- （2）月2回程度、機構との会議（以下「流通戦略会議」という。）を開催し、業務の進捗状況の共有及び業務の進め方等の確認・協議を丁寧に行うこと。
- （3）観光分野の有識者、各対象市場に強みや知見を持つ専門人材等を選定・招集した会議（以下「専門者会議」という。）を業務期間中2回程度開催し、上記（2）と同様、事業全体の円滑かつ効果的な実施につなげること。

6. 目標と成果の指標

- ①開拓した流通チャネルを活用した DAJP 等の販売促進の取組みの実施：4市場（台湾、香港、シンガポール、東アジア）

DAJP 等の流通チャネルの持続的な開拓のための体制を整備し、下記（1）から（4）の施策数を満たすこと

- | | |
|-------------------|----------|
| （1）OTA（FIT） | 11社/20商品 |
| （2）旅行会社（団体） | 2社/2商品 |
| （3）航空会社 | 2企画 |
| （4）その他（異業種などとの連携） | 6企画 |

- ②流通戦略会議の開催：月2回程度
専門者会議の開催：業務期間中2回程度

7. 成果物の提出等

- （1）成果物
事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）及びその電子データ（一式）
- （2）提出場所
一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和7年3月31日(月)

なお、作成にあたっては、以下について留意すること

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること

8. その他

- (1) 事業の実施にあたっては、機構のロゴマーク等を使用するなど、機構の進める事業であることがわかるよう表示すること。また山陰インバウンド機構のその他事業との連携性も意識すること。
- (2) 業務実施にあたって疑義等が生じた場合は、機構と協議のうえ、機構の指示を得た上で進めること。